

19 校舎変更届（専修学校・各種学校用）

年 月 日

大阪府教育長 ○○○○ 様①

○○学校設置者
設置者所在地
設置者名
設置者代表者名

校 舎 変 更 届

このたび○○学校の校舎を下記のとおり変更したいので、学校教育法施行令第24条の3及び同法施行規則第189条において準用する同規則第6条の規定に基づきお届けします。

(※)

1 変更する理由②

2 用途

3 着工予定年月日 年 月 日
竣工予定年月日 年 月 日

4 変更する面積③

区分		建築延床面積	敷地面積
旧校舎		m^2	m^2
変更 ④	増加	m^2	m^2
	除却	m^2	m^2
新校舎		m^2	m^2

5 仮設校舎(仮設校舎を建設・使用する場合のみ必要)

- 1) 位置
- 2) 延床面積
- 3) 使用期間
- 4) 自己・借用の別

(※)各種学校は、下線部を「学校教育法施行令第27条の3」とすること。

添付書類

- 1) 施設概要書(様式23)
- 2) 権利関係書類(工事請負契約書、工事見積書、売買契約書、賃借契約書等)
- 3) 借入金償還計画書(設置する学校に係る全てのもの)(様式11(借入金が予定されている場合のみ必要))

- 4) 収支予算書(様式 13)(購入等に係る支出が複数年度にわたる場合は全ての年度)
- 5) 理事会及び評議員会等の決議録等、設置者所定の手続きを経たことを証する書類
(様式 29, 30 の作成例参照)⑤
- 6) 校舎図面(付近状況図、配置図、各階平面図、立面図)(出入口、各部屋の室名及び面積を記載すること。)

提出期限

- ・建築確認申請前に提出すること。
- ・建築確認申請を要しない変更にあっては、変更の意思決定がなされた時点で速やかに提出すること。

説 明

- ① 氏名を省略する場合は「大阪府教育長様」とすること。
- ② 次の場合にも提出すること。
 - ・建物の改修等を行い、2つの教室等を1つにする場合や倉庫等を教室にする場合。
 - ・改修等を伴わない場合であっても、校舎内の各施設の用途を変更する場合
- ③ 小数第2位まで記入すること。
- ④ 面積の増加(購入等)と減少(一部売却等)が同時に生じる場合は、差引増減面積のみを記入するのではなく、増加する面積と減少する面積の両方を記入すること。
- ⑤ 該当箇所に蛍光ペン等でマーカーすること。また、届出事項に係る議案資料をあわせて添付すること。

留意事項

1. 提出部数正副各1部(合計2部)
2. 校舎、体育館等の施設について提出すること。
3. 設計の段階で担当者と相談すること。
4. 届出後に計画の変更が生じた場合には変更後の関係書類を提出すること。
5. サイズはA4版を原則とするが、図表等が読みづらくなる場合はA3版でも可とする。両面印刷を原則とする(A4版は長辺綴じ、A3版の場合は短辺綴じ)
6. 保存登記完了後、不動産登記完了報告書(手続33)を提出すること。
7. 施設の複合化により、一つの建物を複数の専修学校が使用している場合は、次の基準を満たす必要があることに留意すること。
 - ・大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準(本書第Iの1)
 - ・大阪府学校施設の複合化に係る私立学校の設置認可等並びに学校法人の寄附行為の認可及び変更認可に関する審査基準(本書第Iの9)
8. 校舎にあたらない建物については、直接教育の用に供する建物に関する届(手続20)を提出すること。